

## きたくり保育園移管先法人選定に関する質問と回答

令和3年8月20日現在

1	質問事項	保育所整備交付金の該当となる法人について
	質問内容 (要旨)	保育所整備交付金について、学校法人も対象となるのか。
	回答	学校法人が保育所等整備交付金の交付対象となるためには一定の要件がありますが、本市において保育所を設置する場合、学校法人も対象となります。

2	質問事項	社会福祉事業の経験年数について
	質問内容 (要旨)	施設長、理事等の社会福祉施設の経験年数には学校法人の施設（幼稚園、認定こども園等）も含めるのか。
	回答	社会福祉法第2条第2項及び第3項に定めのある社会福祉事業の経験年数となります。（幼稚園や幼稚園型認定こども園は含まれません。）

3	質問事項	役員の履歴書について
	質問内容 (要旨)	役員とは、理事と監事のみか。評議員は含まれるか。 「社会福祉法人の役員の条件に該当するものは、その内容も記入すること」と注意書きがあるが、これは「学校法人の役員の条件に該当するものは」と読み替えてもよいか。 職歴と公職歴は被りますが、公職歴とは、国家公務員の官職や地方公務員の役職や公立学校の教職員、私立学校の教職員を含めるのか。職歴と公職歴を区分する基準は何か。民生委員や児童委員も含めるのか。
	回答	①履歴書の添付をお願いする役員は、理事と監事です。 ②「社会福祉法人」を「学校法人」と読み替えていただき、作成をお願いいたします。 ③職歴は私企業等での職務も含めて職務経歴を記載いただくことを、公職歴は官公庁での勤務や委嘱により務めるものなど公共的な職務の経歴を記載いただくことを想定しています。厳密に区別する必要はありませんが、公職の経歴について可能な範囲で把握させていただきたい趣旨で記載欄を分けさせていただいております。

4	質問事項	新園舎建設に係る工事車両について
	質問内容 (要旨)	新園舎建設に係る工事車両は、園庭に入って良いのか。
	回答	工事期間中は、現園舎側と、工事範囲となる新園舎建設側を仕切り等で区切ることを想定しています。新園舎建設側であれば車両が入っても構いません。

5	質問事項	園庭を使用できない期間の外遊びについて
	質問内容 (要旨)	新園舎建設から新しい園庭を整備するまで、園庭を使用できない期間の外遊びはどうするのか。
	回答	代替の場所を市で探すことになります。

6	質問事項	現園舎の図面について
	質問内容 (要旨)	現園舎の平面図等はあるか。
	回答	子育てあんしん課にありますので、閲覧を希望する場合は子育てあんしん課へお越しください。

7	質問事項	保育所等整備交付金について
	質問内容 (要旨)	保育所等整備交付金について、通常の補助部分のほかに市の単独補助があるということだが、その内容を詳しく教えてほしい。
	回答	募集要項資料の中の「施設整備計画書作成のための基礎数値について」のとおりです。内訳のうち、「法人負担分」相当の金額について、市単独補助を予定しております。ただし、対象外経費もあるため、工事費等の全額が補助されるわけではありません。また、工事費の総額が補助交付額（補助基準額）を上回る場合は、上記の市単独補助分も含めて、補助額は補助基準額までとなります。

8	質問事項	定員について
	質問内容 (要旨)	移管後も施設全体の定員はそのままで、0～2歳児の定員を増やせば良いということか。
	回答	「定員は90人を基本とすること」としていますが、90人から増やしてはいけないということではありません。定員を90人のままとする場合には、0～2歳児の定員を増加させる分、3～5歳児の定員を調整していただくことになると見込んでいますが、年齢別定員の内訳については各事業者で組み立てていただき、応募いただきたいと考えております。

9	質問事項	現在のきたくり保育園の運営状況について
	質問内容 (要旨)	現在、きたくり保育園でどのくらい経費がかかっているのか知りたい。
	回答	令和2年度決算における公立保育所10施設の運営費の総額はおよそ13億9000万円となっています。 なお、内閣府において、保育施設を運営する際の給付費（公定価格）の額を試算できるソフトを公表しておりますので、参考までお知らせします。 ( <a href="https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigyousya.html">https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigyousya.html</a> )

10	質問事項	現在のきたくり保育園の入所状況について
	質問内容 (要旨)	現在のきたくり保育園の入所児童数を知りたい。
	回答	令和3年8月時点で73人となっています。内訳は、0歳児6人、1歳児7人、2歳児12人、3歳児16人、4歳児13人、5歳児19人です。

11	質問事項	移管後の保育園の形態について
	質問内容 (要旨)	保育所型認定こども園として移管を受けてもよいか。
	回答	移管と同時に認定こども園とすることは想定しておりません。募集要項において、現在の運営形態を引き継ぎ保育所として移管することとしております。